

令和 7 年度版

危機管理マニュアル

宇部市立神原小学校

〒755-0022 山口県宇部市神原町1丁目1-1

TEL : 0836-31-0175 FAX : 0836-31-3095

e-mail: khe@ube-ygc.ed.jp

学校医 等

小児科	金子小児科	22-0006
眼 科	浅山眼科	21-2321
耳鼻科	緒方耳鼻咽喉科クリニック	21-1369
歯 科	沖本歯科クリニック	35-7575
山口大学医学部附属病院 小児科 22-2508		

海拔 約 3.0 m



緊急避難所、緊急避難場所としての本校体育館

高潮 レベル2 × 恩田小学校 等へ

※本校児童避難は各校舎3階へ垂直避難

《目 次》

1 危機管理の目的		1
2 緊急時の危機管理体制		6
3 緊急時の対応		
(1) 緊急時の登下校		8
(2) 不登校		9
(3) いじめ		10
(4) 不審者進入		11
(5) 台風（災害）		12
(6) 地震、津波		14
(7) 異物混入		15
(8) 食中毒		16
(9) アレルギー		17
(10) 熱中症の予防及び対応		19
(11) 弾道ミサイル（Ｊアラート）		22
(12) 交通事故（児童）		23
(13) 交通事故（職員）		24
(14) 報道機関への対応		25
4 消防計画		27
5 避難経路図・防火設備配置図・火元責任者		
		33
6 緊急時連絡先		36
7 学校の安全管理に係る点検項目		37
8 各種様式		

1 危機管理の目的

1 事件・事故への基本的な考え方

- (1) 「安全確保」…事件・事故を未然に防ぐために、多くの観点から日々起因する事象をもとに、対応策を立てておく。
- (2) 「人命第一」…事件・事故が発生した場合、「人命第一・連絡・措置記録」を重んじる。
- (3) 「学校の信頼性」…学校に対する保護者・地域社会からの信用や信頼を守る。

2 危機管理組織

対 策 本 部	
本 部 長	校長（指揮系統を一本化する）
副 本 部 長	教頭（教職員招集・記録・連絡の指示など）
部 員	教務主任（情報収集） 生徒指導主任（安全確保） 養護教諭・保健主任（応急手当・医療機関など） 担任以外の職員（安否確認・校内巡視など）

3 危機管理体制の確立のために

- (1) 施設・設備の定期的な点検に努め、機能的かつ効果的な危機管理態勢の確立
 - ☐安全管理・危機管理マニュアルにもとづき、役割分担の具体的な行動などについて教職員の共通理解と徹底を図る。
 - ☐校舎・施設設備を定期的に点検し、安全確保および改善に努める。
 - ☐安全教育の充実のために児童への指導計画、教職員の研修計画ならびに実施に努める。
 - ☐安全管理、防犯にかかわる関係諸機関との連携に努める。
- (2) 日常における安全管理体制
 - ①門扉について
 - ☐原則として正門、北門ともに、登下校時のみの開放とする。
 - ②来訪者への対応
 - ☐来訪者は玄関で受け付けた後、名札の着用をお願いする。
 - ☐PTA活動など、事前に来校者の予定がある時は、教職員に周知しておく。
 - ☐児童への面会については、特に留意する。
 - ☐一般業者については、基本的に放課後に対応する。
 - ③識別証の携帯・提示
 - ☐教職員は職員用の名札をつける。
 - ☐保護者、PTAは、PTA用の名札をつける。（1年生は入学式当日配布）
 - ☐来訪者は名札をつける。（事務室に有）

④巡視態勢

始業前	校長・教頭・担任	担任校舎内外の見回り、朝の活動時の目配り
授業中	校長・教頭	校舎内外の巡視
休憩	全職員	教室、運動場での子どもの様子・周辺への目配り
放課後	担任	残っている児童の把握
	校長・教頭	校舎内外の巡視・点検

⑤登下校時における安全確保

☐ 児童の安全を第一とし、定められた通学路を安全に登下校する。

☐ 登下校時間

・登校 8：10までに登校（7：45に校舎開錠）

・下校 月曜日 1、2年 14：20 3～6年 15：10

火曜日 1～3年 14：20 4～6年 15：10

水曜日 全校 14：20

木曜日 1年 14：20 2～6年 15：10

金曜日 1～3年 14：45 4～6年 15：30

※日常の下校時刻が変更になる場合には、事前に保護者や学童保育クラブに周知する。

また、放課後の児童の動き（通塾、社会体育など）を把握しておく。

※気象状況や家庭の事情などにより、通常とは異なる方法で登下校する場合は学校から保護者に sigfy で連絡し、知らせるようにする。

☐ 「こども110番」の家の周知徹底。

☐ 月初めの登校時に、PTA協力員で児童への交通指導を行う。

⑥施設・設備の点検整備

☐ 原則として毎月10日に、施設・設備の安全点検を行い、適宜対処・修理する。

☐ 運動場大型遊具についても、毎月1回、複数の教職員で点検を行う。

（3）防犯・安全教育の推進

①年間を通した防犯・安全教育の推進

☐ 学級活動での指導

☐ 学校保健計画・学校安全計画に基づいた指導

②児童・教職員の訓練ならびに研修

☐ 年4回避難訓練の実施

☐ 学校保健計画・学校安全計画に基づいた職員研修の実施

4 危機管理の対応

（1）予防的対応

①事故・事件が起こらないよう学校安全計画に基づき日常の学校経営・学校運営を行う。

②日常の子どもの観察記録を行う。

③小さな異変やサインを見逃さない。

【未然防止に向けた取組】

1. 朝の出欠確認 … 担任による児童の出欠・遅刻の確認。連絡のない児童への連絡。
2. 健康観察 … 児童一人ひとりの健康状態の把握。
3. 登下校の安全 … 通学路の安全点検・危険箇所の把握。集団下校。
4. 自然災害 … KYT 学習。中学校区合同引き渡し訓練（6月）高潮避難訓練（7月）
5. 火災・地震 … 地震避難訓練（10月）、火災避難訓練（1月）
6. 不審者など … 不審者対応避難訓練（6月）、不審者対応時の緊急マニュアルの作成。
P T A ・地域・警察などとの連携。
7. いじめ・不登校… いじめアンケートの実施。生徒指導部会。児童理解の会。一人ひとり
認め合う学級集団づくり。

（2）発生時の対応

- ①生じた危機の確認・調査→正確な情報（原因・状態など）
- ②危機管理の方針→手段の選択・組織の編成など
- ③危機の処理→「迅速に」「的確に」「あらゆる場面」を考えて
- ④終結の明確化→組織運営の正常化

1. 状況は、「詳しく」「落ちなく」。
2. 対応は、「迅速かつ誠意をもって」。《その時、その日のうちに》
3. 『3ない方針』で、「あきらめない・見逃さない・見捨てない」。

5 危機管理システム

（1）報告すべき事項

5 W 1 H（いつ・どこで・だれが・なにを・なぜ+どのように）

（2）報告システム

現場（発見者・担任） → 養護教諭・教頭 → 校長 → 指示 → 処置

*マスコミなどへの対応は窓口一本化

（対応は、事故の内容、程度により校長の判断で校長または教頭に一本化する）

（3）予想される危機管理の範囲

①交通事故関係

- ☐児童の登下校中の交通事故
- ☐児童の休日・放課後の交通事故
- ☐社会見学、校外学習時の交通事故
- ☐職員の出退勤途中の交通事故

②学校内での事故・事件

- ☐運動場での事故（指導者あり）授業中・クラブ他
（指導者なし・監督義務あり）
（指導者なし・監督義務なし）
- ☐校舎内での事故（指導者あり）授業中・給食中・清掃中・クラブ他
（指導者なし・監督義務あり）
（指導者なし・監督義務なし）
- ☐不審者の侵入
- ☐プールでの事故
- ☐問題行動（不登校・いじめなど）
- ☐教育上のトラブル（体罰）、騒音など
- ☐食中毒（給食・調理実習・水道水など）
- ☐教職員のけが・病気

③人災

- ☐火災（避難訓練に基づく）
- ☐ガス漏れ、漏電、漏水
- ☐停電

④天災

- ☐風水害
- ☐地震

（４）事故の内容

- ①けが（けんか・悪ふざけ・施設の欠陥・体罰・不注意・車両など）
- ②肉体的疾病（慢性病・アレルギー・発熱・中毒・いじめなど）
- ③精神的疾病（不登校・不登校気味・いじめ・思春期の悩みなど）
- ④おぼれ（プール・塩田川・海など）
- ⑤死亡

6 事後の対応

（１）本部（管理職）

①再発防止、学校再開のための総括

- ・事故発生からの時系列の記録にもとづき、全教職員で事故の原因やその対応について分析し、学級活動や日常における安全指導を徹底し、事故防止を図る。
- ・事故の原因となった施設等を点検し、速やかに改善する。
- ・遊具等で事故が起きた場合は、原因を明らかにし、使用停止、改修等の措置を講じ、児童に使い方等の指導を徹底する。
- ・重大事案発生時は状況に応じて、教育委員会を通して、C R Tの支援を要請する。

②報告書の作成

③保護者、地域社会との連携方策等の改善

(2) 担任・養護教諭

①負傷者に対するケア

- ・傷病者や保護者に対して誠意を持って対応する。
- ・保護者に対し、学級担任等から独立行政法人日本スポーツ振興センターへの医療費等の支払い請求手続きを説明し、請求もれのないようにする。

②心のケア

- ・児童など本人と保護者の立場に立って継続的な支援に取り組む。

③スクールカウンセラー、学校医等との連携体制の改善

- ・教育相談担当や養護教諭を中心に、スクールカウンセラー、学校医などと連携し、ケア体制を整える。

④安全教育の内容、指導体制等の見直し

(3) 校内危機管理委員会

①再発防止策の検討と危機管理マニュアルの改善

②危機管理体制、役割分担の見直し

2 緊急時の危機管理体制

(1) 事故発生時の処理と手順



応急措置（搬送を含む） → 担当者・発見者・養護教諭



- | | |
|-----------|----------------|
| ◆連絡・応援要請 | ◆負傷者の状況把握 |
| ◆時刻・事態の確認 | ◆関連事故の防止（指示） |
| | ◇本人及び周囲を落ち着かせる |
| | ◇活動（学習）などの一時停止 |
| | ◇安全な避難・誘導 |



- ◆学校内の連絡 ◇校長・教頭・教務 ◇養護教諭・保健主任
◇学級担任（学年主任）◇生徒指導主任
（状況に応じて一度に集めて連絡をする。対策について確認する。）
- ◆保護者への連絡（処置についての意向打診）… 担任
◆校医の指示を受ける … 養護教諭
◆救急車要請・医療機関への搬送（添乗）… 担任・養護教諭
◆負傷者に付き添う（保護者に渡すまで）… 担任・養護教諭
（随時学校に連絡を入れる）

【救急車依頼について】

1. 「もしもし、救急車をお願いします。」
2. 報告者名「私は・・・です。」学校名「宇部市立神原小学校です。」
所在地「神原町1丁目1番1号です。」電話番号「31-0175です。」
3. 疾病者などの人数・性別・年齢・氏名
4. 疾病者などの状況 「いつ」「どこで」「どうして」「意識の有無」「身体状況」
5. 救急車到着までにしておくことを整理する。
6. 学校入り口ではサイレンを止めるようお願いする。



- ◆事故対策班の編成（処理分担・外部への窓口 … 教頭）
◆事故原因の調査と正確な事実の記録 … 担任・教頭
◆負傷者・保護者への対応（被害者、加害者を見舞い・訪問など）… 担任
◆教育委員会への報告（電話及び文書）… 教頭・校長
◆職員会議（反省と改善策・再発防止など）… 校長・教頭
◆残りの児童及び保護者に対する指導・説明（指導の徹底）… 担任



- ◆日本スポーツ振興センターへの手続き … 養護教諭
- ◆負傷者・保護者への対応を継続 … 校長・教頭・担任

(2) 校内組織

校長 … 事故対策班（常設メンバー ＋ 必要に応じて）

・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主任 ・養護教諭 ・保健主任

(3) 配慮事項

①負傷者・保護者に対して、校長（教頭）・関係職員は誠意を尽くす。

（解決するまで接触を継続する）

②保護者に速やかに「落ち着いて正確に、要領よく」報告する。

*禁句（十分注意した、大したことはない、責任逃れ「マニュアルに従って指導したので間違いありません」など）に注意するとともに、推測、大げさな表現、正当化、弁解などを慎む。
*当事者の家庭のみでなく、相手側にも連絡する。

③医療機関について、保護者の意見（指示）を聞く。

④頭部・腹部打撲が予想される場合は、しばらくして症状の出ることがあるので、帰宅後も追跡調査をするなど留意する。

⑤外部に対し窓口を一本化し、同一内容を発表する。（報道関係・地域・PTA）

⑥全職員の共通理解のもとに、指導・協力体制を確立する。

⑦タイムテーブルに沿って、事故発生後の経緯を克明に記録する。

⑧長期入院（治療）が予想される場合、保護者に対し日本スポーツ振興センターの共済給付制度・範囲などを説明する。

(4) 報告内容 … 宇部市教育委員会から出されている「学校事件・事故報告（速報）」参照

【事故の概要記入上の留意点】

1. （活動）中に（負傷）した。
2. 事故直前の状態
（学校管理下の有無・被害者が事故に遭うまでの行動。特に違反 行為や心理状態など。）
3. 事故発生の原因・状況
（児童が加害者であれば、どうして事故を起こしたか。また、違反行為も記入する。）
4. 救急措置の状況
5. 病院への搬送方法
6. 経緯と今後の見通し
7. 学校の対応
8. その他

3 緊急時の対応 (1) 緊急時の登下校

(1) 予想される急な下校措置

「インフルエンザ等による学級・学年閉鎖」「風水害等による一斉下校」「その他」

(2) 学校のとる対応

①下校について

- ・原則として、「給食終了後すぐに下校」【下校予定時刻 13:00】
- ・学童保育クラブの児童については、開始時刻までは、学校に待機。

②次の登校日について

- ・保護者には sigfy で詳細をメール送信し知らせる。
- ・出席している児童については、口頭およびプリント（学校共通）で知らせる。
- ・欠席している児童については、学校発の保護者宛てメールをもって連絡に充てる。

(3) 保護者への確認事項お願い

- ①児童が帰宅した時に、「保護者が不在」、または「鍵がかかっている家に入れない」という場合も想定されるので、対応方法を確認しておく。
- ② ①について解決策が見いだせない家庭については、担任と保護者と相談。

緊急連絡方法について

「家庭から学校」への緊急連絡

神原小学校 31-0175 に電話をしてください。

- 平日 …… 担任または教頭 を呼び出してください。
- 平日夜間（21 時まで） …… 宿直代行に内容を伝えてください。
- 平日、夜間以外 …… sigfy でご連絡ください。

※校長はじめ教職員に素早く連絡する体制があります。

宇部市教育委員会（学校教育課） 34-8611

「学校から家庭」への緊急連絡

教頭が窓口

教頭から、sigfy でメール配信をします。

※担任から電話でクラスの全家庭に連絡する場合もあり。担任不在の場合は他の教職員が代行。

(2) 不登校（登校しぶり）への対応

(1) 不登校や不登校傾向の児童の把握

- ①休みがちな児童や保健室によく出入りする児童などの把握をする。
(担任・学年主任・養護教諭・生徒指導主任・教育相談担当)

(2) 事実の把握、原因の究明

- ①休む原因、保健室来室の原因の究明にあたる。
(担任・学年主任・養護教諭・生徒指導主任・教育相談担当・S C)
- ②保護者とも適宜相談を実施し、保護者の心理にも配慮する。
(担任・生徒指導主任・教育相談担当・S C)

(3) 児童理解の会（全教職員）

- ①状況について報告し、今後の対応について共通理解を図る。
- ②援助指導にあたる。
 - ◆児童の心情に寄り添う。
 - ◆あきらめない・見捨てない・根気強く

(4) 対 応

- ①関係機関との連携を図る。(教頭・生徒指導主任・教育相談・担任)
→教育委員会、ふれあい教育センター、民生委員・児童委員、児童相談所、S S Wなど
- ②指導の経過について随時報告し、指導や対応を継続する。(担任)
- ③定期的に個別ケース会議を開き、解決策について検討する。
- ④援助指導を継続し、解消に努める。
- ⑤解消については、児童理解の会での協議やS C、S S Wの意見などをもとに、校長が判断する。

(3) いじめ問題への対応

(1) いじめ問題発見 ～早期発見

①いじめ問題発見（いじめのアンケートなど）

◆保護者から ◆本人の訴え ◆まわりの児童からの報告 ◆教師の発見

(2) すぐに対応する ～早期対応（担任・関係教職員）

①事実を把握し、報告する。

◆担任→学年主任→生徒指導主任→教務主任→教頭→校長

②共通理解し、対応について協議する。

◆臨時職員会議（全教職員）

③必要に応じてＳＣや関係機関との連携を図る。（生徒指導・教頭・校長）

④いじめ問題対策会議の実施

⑤「宇部市立神原小学校いじめ防止基本指針」の活用

(3) 被害児童・加害児童への指導（担任・学年主任・生徒指導主任）

①状況により、学級、学年、全体での指導を進める。

(4) 保護者への対応（担任・学年主任・生徒指導主任・教務・教頭・校長）

①被害児童の保護者へ

◆実状とこれまでの指導の経過や今後の対応について説明し、理解と協力を依頼する。

②加害児童の保護者へ

◆事情を説明し、今後の対応について理解と協力を依頼する。

(5) 児童への指導の継続

①状況によっては、ＰＴＡなどにも説明し協力を依頼する。

②指導を継続し、随時指導の経過を報告する。

◆保護者と定期的に連絡をとり、経過状況を把握する。

③事態が改善されない場合には、再度対応策を検討し、対応する。

(6) 解消

①各種の状況をもとに生徒指導部会で検討し、校長が判断する。

(4) 不審者侵入対応

(1) 不審人物の発見

①児童からの連絡・教師による発見。

凶器を持たない場合

- その場で声をかける。「何かご用ですか」「誰にご用ですか」など。
- 状況により、近くの児童に対して職員室に知らせるよう指示をする。
- 情報を得た者は、場所・人数を聞き、速やかに対応する。（複数の教職員で急行する）

凶器を持つ場合

- 子どもを避難させ、安全を確保する。
- 非常事態を周りに知らせる。（大声、火災報知器など）
- 近くの椅子・竹箒・さすまたなどをもち、不審者との距離を保って、時間を稼ぐ。

(2) 凶器を持っていなかった場合

- ①速やかに校外に出でいただく。
- ②しばらく教職員で様子を見守る。（教頭・生徒指導主任・事務主事・学校支援員）
- ③教育委員会へ連絡を取り、警察などへの通報の相談を行う。
- ④状況に応じて、集団下校の措置をとる。

(3) 凶器を持っていた場合

①大声、火災報知器などで、状況を把握した教職員は他の職員などへ緊急連絡をする。

・校内放送で、全職員に対して不審者による緊急事態の発生を知らせる。

「訓練。訓練。**運動場で**、**臨時の児童集会**を行います。

児童のみなさんは移動してください。**教室**の先生をお願いします。」

※**臨時の児童集会** … 不審者事案発生の場合 **運動場で** … 不審者出没場所

教室の先生 … 回避のための児童集合（移動）場所 ➡状況により変わる

・警察、教育委員会に通報する。

- ②担任を中心に、児童を避難誘導させる。
- ③授業以外の教職員は、校長・連絡係を残し、携帯電話を持って現場に向かう。
- ④負傷者がいる場合、救急車の要請と応急手当。（養護教諭、保健主事）
※児童が負傷している場合は、保護者への連絡。（担任）

(4) 不審者退校、警察による身柄確保後の対応

- ①市教育委員会に連絡。（教頭）
- ②児童を下校させるかについて判断する。（校長）
- ③保護者不在の場合は、学校にとどめるなど安全を確保する。

(5) 台風等への対応 (災害安全)

(1) 休校・早退・自宅待機の決定について

①「山口県土木防災情報システム」より、最新の気象情報を確認し、人命優先を第一に考え、台風接近による神原小登下校ガイドライン（次ページ参照）をもとに協議する。

◆校長・教頭・教務主任・生徒指導主任他で協議する。

（緊急の場合は、校長・教頭で決定する）

◆実情により近隣小中と足並みを揃える場合もある。

◆実情により教育委員会の指導を受けて、決定する場合もある。

◆sigfy で決定事項を送信し、保護者に知らせる。

②休校などの連絡（連絡網）を受けた場合、処置の指示（たとえば、sigfy で家庭に連絡など）が終了確認したことを教頭に報告する。（教頭は校長へ）

③教育委員会に報告する。（校長・教頭） * P T A会長にも報告する。（教頭）

(2) 安全下校についての協議内容

①安全箇所の確認（生徒指導主任・交通担当）

②学童保育クラブの確認（教頭）

③PTA、地域への応援依頼の検討（校長・教頭）

(3) 下校方法

①保護者への引き渡しを検討する。（校長・教頭）

②保護者引き渡しとした場合は、マニュアルに基づき対応する。

③それ以外は、原則として集団下校とする。

④職員は、危険性があるところまで引率する。

⑤児童のみの下校となったときに保護者による送迎（車両）の連絡があった児童については、図書室に待機させ保護者に引き渡す。（図書室の児童の管理・記録 一教務主任）

(4) 学級での下校指導

①単独行動を取らない。

②遊びながら下校しない。

③側溝に足や傘などを入れない。

④風が強い時には傘をささない。

⑤塩田川や河に架かる橋については十分注意する。（風の強さによっては、傘をささない）

⑥集団下校途中、家族が迎えに来られた時には、担当の先生に連絡するよう指導する。

(5) 下校後、休校時、自宅待機の時の家庭での過ごし方

①絶対に遊びに出かけない。

②家に保護者不在の児童には、保護者の電話番号を確認させる。

③緊急時、保護者に連絡できない場合は、学校に連絡する。（3 1 - 0 1 7 5）

(6) その他

①給食中止の連絡をする。

②避難所の開設準備（避難所：体育館、備蓄品：体育館更衣室）

台風接近等による登下校ガイドライン

〈台風接近による場合のガイドライン〉

対象となる警報など

台風接近・暴風警報・竜巻注意情報

宇部市立神原小学校

★登校について

- ① 前日の台風進路予想から、午前中に上記の警報などが発令されることが十分予想される場合、校長が情報確認後、臨時休校とする。
- ② 天候が急変した場合など、午前6時の段階で暴風警報などの発令の際は、臨時休校とし、sigfyなどで緊急連絡する。
- ③ すぐに暴風警報などが解除され、午前・午後に、授業が開始できる状況であれば自宅待機とする。
- ④ 教職員が安全確認の後、授業実施を連絡する。(sigfy)
- ⑤ 各家庭で安全に登校できることを確認し、登校する。
- ⑥ 通学路の状況などにより、安全な登校が心配な場合は、担任に連絡し、自宅待機後、状況を見て登校する。

★下校について（登校後、警報などが出た場合・警報などが出そうな場合）

- ① 登校後、上記いずれかの警報が発令された場合、学校内で待機させる。天候によっては保護者への引き渡し実施を決定し、保護者に連絡するとともに迎えを依頼する。
- ② 上記のすべての警報などが解除された場合、教職員が安全を確認し、集団下校とする。必要に応じ、担任などが帰宅確認をする。
- ③ 午後から警報が発令される可能性がある場合、教職員が安全を確認し、集団下校とする。

★その他大切なこと

- ① 警報が解除されても、保護者の判断で自宅待機もしくは欠席させる時は、学校へ連絡してもらう。
- ② 早めに下校する場合に備えて、事前に家族で話し合い、下校先を決めておいた上で下校するか、学校待機か、登校前（事前）に決めておいてもらう。
- ③ 台風接近とは別に、通常発令される大雨警報・洪水警報については、安全を十分に確認のうえ、登校させてもらう。
- ④ 風雨が小康状態となっても、塩田川等の増水・土砂災害などの二次災害の危険があることを意識してもらい、十分な注意をお願いする。

(6) 地震及び津波への対応



児童の安全確保を最優先とする。

的確な指示、児童への対応、負傷の確認、二次災害の防止

1 初期から収束までのおおまかな流れ

- ・ 初期微動 … 動揺からパニックが起こりやすいので大声で的確に指示。
- ・ 本震 … 歩行困難となるので、机の下で備品の転倒やガラスの散乱から身を守るように指示。
- ・ 本震収束 … 本震収束後、安全な場所へ避難。倒壊した備品やガラス等に注意しながら避難する。

2 教師の動き

- ・ 火気の始末 ・ ドアや窓を開け避難口を確保 ・ 緊急放送の確認
- ・ 負傷者の確認と救護 ・ 隣接教員との連携と避難の計画
- ・ 避難場所での人員確認と負傷者の救護

3 児童の動き

- ・ 勝手な行動の禁止 ・ 慌てて外に飛び出さない ・ 勝手な言動は慎む
- ・ 静かな避難(押さない・走らない・しゃべらない・戻らない[引き返さない])

本校以外の場所への避難の必要が発生した場合

1 避難のおおまかな流れ

- ・ 避難経路の安全確保 ・ 道路の陥没、自動車火災、電柱の倒壊、ガスや水道管破裂による噴出の有無等を確認。
- ・ 市職員及び警察官等の指示に従う。

2 避難開始

- ・ 基本的には学年集団で行動し、前後に教職員が引率。
- ・ 負傷した児童には友だちの介助者を決定し避難。複数の職員が引率する。

3 避難後の安全確保

- ・ 人員の安否確認、負傷者確認と応急処置、児童の不安への対応、負傷者について。
- ・ 関係機関へ連絡・支援要請、負傷者児童の保護者への連絡。

4 子どもの引き渡し方法の検討

- ・ 保護者への緊急連絡。
- ・ 原則保護者への直接引き渡し。
- ・ 連絡がつかない場合を想定して保護者に周知しておく必要がある。
- ・ 児童の引き取りがない場合は避難場所で保護する。

(7) 異物混入への対応

(1) 異物混入の発見（異物の種類により対応を判断すること）

①危険な異物の場合

- ・ 金属やガラス類など、児童の生命に影響を及ぼすと判断される異物混入の場合は、児童の安全性を最優先として対応策について検討すること。
- ・ 当該発見学級を含む学校全体の給食の即時停止の検討並びに異物混入の給食を保管すること。

②非危険物の場合

- ・ 毛髪や虫、食材の包装材料の切れ端などの異物については、不愉快であり衛生的ではないが生命の影響度も少ないと思われるので、直接その異物を除去すること。また、異物の種類によっては、この食缶を使用しないで、学校給食課と相談し、代わりの食缶の手当てについても検討すること。

(2) 異物混入における対応について（危険な異物の場合）

①学校内の連絡体制

〔ア〕 児童 ⇒ 担任 ⇒ 教頭 ⇒ 校長

- ・ 児童の被害状況の把握
- ・ 異物並びにその学級全部の給食の保管
- ・ 教職員全員に周知し、校内の連絡体制を確立
- ・ 当該児童並びにその児童のグループからも異物混入の状況について聴取

〔イ〕 関係機関への連絡体制

- ・ 学校(教頭) ⇒ 教育委員会(学校給食課 Tel 34-8561)
～異物発見後、速やかに連絡する。
- ・ 異物の状況によっては、PTAの役員にも説明する。
～異物の種類や児童の被害状況を把握した後、校長との協議により調査依頼について検討する。)

②被害児童の保護者への説明と謝罪

経過説明と当面の対応策並びに再発防止対策について説明する。

③保護者への報告

重大な異物混入について、教育委員会において記者発表した場合は、同時に学校を通じて保護者に対しても異物混入の概要について説明する。

(8) 食中毒への対応

(1) 症状の的確な把握

食中毒と思われる症状として、腹痛・発熱・嘔吐・下痢などが、多数の児童に同時に発症した場合は、速やかに、学校医に連絡し、医療的な指導を仰ぐ。

①学校給食の場合

- ・ 給食の献立、発生時間などについて把握する。
- ・ 給食は学校で保管しておく。(2週間分)

② 学校における調理実習の場合

- ・ 調理実習の内容、発生時刻、発生の場所などについて把握する。
- ・ 食材やその購入先についても把握する。

※勤務時間内に発生するとは限らない

(2) 校内体制の確立

食中毒発生の連絡を受けた担任は、教頭、校長に報告し、職員全体に周知するなど、校内の連絡体制による情報の共有化と事故の概要の把握に努める。

- ・ 学年・学級・児童の症状
- ・ 欠席している児童の症状の把握
- ・ 家族の健康状況についての調査

(3) 関係機関への連絡体制

学校(校長・教頭) ⇒ 学校医、教育委員会(学校給食課)
⇒教育委員会(学校給食課) ⇒ 宇部保健所

(4) 保護者への事情説明 (関係する児童の保護者)

児童のプライバシーの関係もあるので、配慮しながら経過説明する。

(5) 全校の児童及び保護者へ事情と経過を説明

(6) 事後の処置について

食中毒発生の場合、学校医の意見・指導に基づいて保健所が主体になって調査するので、全面的に協力しながら原因究明にあたるようにする。

- ・ 学校医・保健所・教育委員会と連携しながら、健康診断・出席停止・臨時休業・消毒・その他の措置について協議する。

(7) 報道機関への対応について

窓口を一本化し、校長又は教頭が行う。

(9) アレルギーへの対応

(1) 症状の的確な把握

食物アレルギーをもつ児童に対しては、学校としてその児童の情報をしっかりと収集し、万が一の時に全教職員が理解し、対応できる体制をとる必要がある。主治医と保護者と学校が綿密な連絡をとり、緊急の場合には、速やかに主治医に連絡し、医療的な指導を仰ぐようにする。

①保護者との面談で食物アレルギー児童をしっかりと把握する。

- ア 保護者と面談調査票を活用する。
- イ 保護者に食物アレルギー調査票を記入してもらう。
- ウ 主治医に食物アレルギーによるアナフィラキシーショックに関する診断書を記入してもらう。
- エ 緊急連絡先リストを作成する。
- オ 上記情報を関係者で共有する。

②給食での対応を検討する。

- ア 給食の対応を保護者と学校関係者で合意する。
- イ 保護者と給食の対応を相談する場合は、主治医に記入してもらった「食物アレルギーによるアナフィラキシーショックに関する診断書」を参考に給食の対応を検討する。
- ウ 保護者と給食の対応について合意できれば、保護者に「アレルギー除去食依頼書」を提出してもらう。

③食物アレルギーによる症状への対応を理解する。

- アレルギーを含む食品を口に入れた時
口内違和感は重要な症状



口から出し、口をすすぐ。大量に摂取したときは飲み込ませないように注意して吐かせる。

- 皮膚についた時



さわった手で眼をこすらないようにする。洗い流す。

- 眼症状（かゆみ、充血、球血膜浮腫）が出現したとき



洗眼後、抗アレルギー薬
ステロイド薬点眼



緊急常備薬（抗ヒスタミン薬、抗アレルギー薬、副腎皮質ステロイド薬など）を内服し、症状を観察



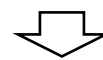
- ①皮膚・粘膜症状が拡大傾向にある時
- ②咳、声が出にくい、呼吸困難、喘鳴
傾眠、意識障害、嘔吐・腹痛などの
皮膚・粘膜以外の症状が出現した時



医療機関受診（救急車も考慮）



30分以内に症状の改善
傾向が見られる時



そのまま様子を観察

（２）緊急時の対応

食物アレルギーによるアナフィラキシーショックの連絡を受けた担任は、教頭、校長に報告し、職員室または保健室から救急車等を手配させ、一刻も早く医療期間に搬送して治療を受けさせる。救急車が到着するまでの対応は以下のとおり。

アナフィラキシーショックを発現した児童への対応

1. 上記症状を起こした児童は、動き回らないように注意し、摂取した食べ物が口腔内に残っている場合には、自分で吐き出させるか、“背部叩打法”等により、異物を除去させる。意識がない場合は、無理やり吐かせる必要はない。
2. 口をすすいで、口腔内に異物がないことを確認した後、その場でできるだけ安静にさせ、仰向けで寝かせるか、血圧の低下が疑われる時は、仰向けの状態で足を15～30cmほど高くする姿勢で横たえさせる。その際、人工呼吸を行う要領で気道の確保に努める。
3. もし、該当児童を移動させる場合は、担架等の体を横たえることができるものを利用する。背負ったり、座らせたりする姿勢で移動はしない。
4. 上記の手当を行っている間に、別の教職員が救急車の手配を行い、緊急連絡先リストの相手先に連絡を取る。
5. 万が一、症状が回復しても、数時間後に症状が再現されることがあるため、保護者へ連絡し、迎えを依頼するとともに、医療機関への受診を勧める。

（３）関係機関への連絡体制

学校(校長・教頭) ⇒ 学校医、教育委員会

（４）保護者への状況説明（関係する児童の保護者）

該当児童の保護者にアナフィラキシー症状及び対応したことを説明する。

（５）事後の処置について

アナフィラキシー症状の発生したことを、主治医の意見・指導に基づいて、今後の対応方法について協議する。

(10) 熱中症の予防及び対応

(1) 予防

- ①天候に応じた活動計画を立てる。～6月から熱中症指数を掲示。
 - ・「熱中症予防のための運動指針（表1）」を参考にする。
 - ・体が暑さに慣れていないときは、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣れさせる。
 - ・なるべく涼しい時間帯に行い、長時間の場合は休憩時間をこまめに入れる。
- ②帽子を着用させる。
- ③健康観察で体調を把握しておく。
 - ・肥満傾向者や体力の低いものほど熱中症を起こしやすいので注意が必要。
- ④運動前・後は水分補給を行う。

(2) 対応

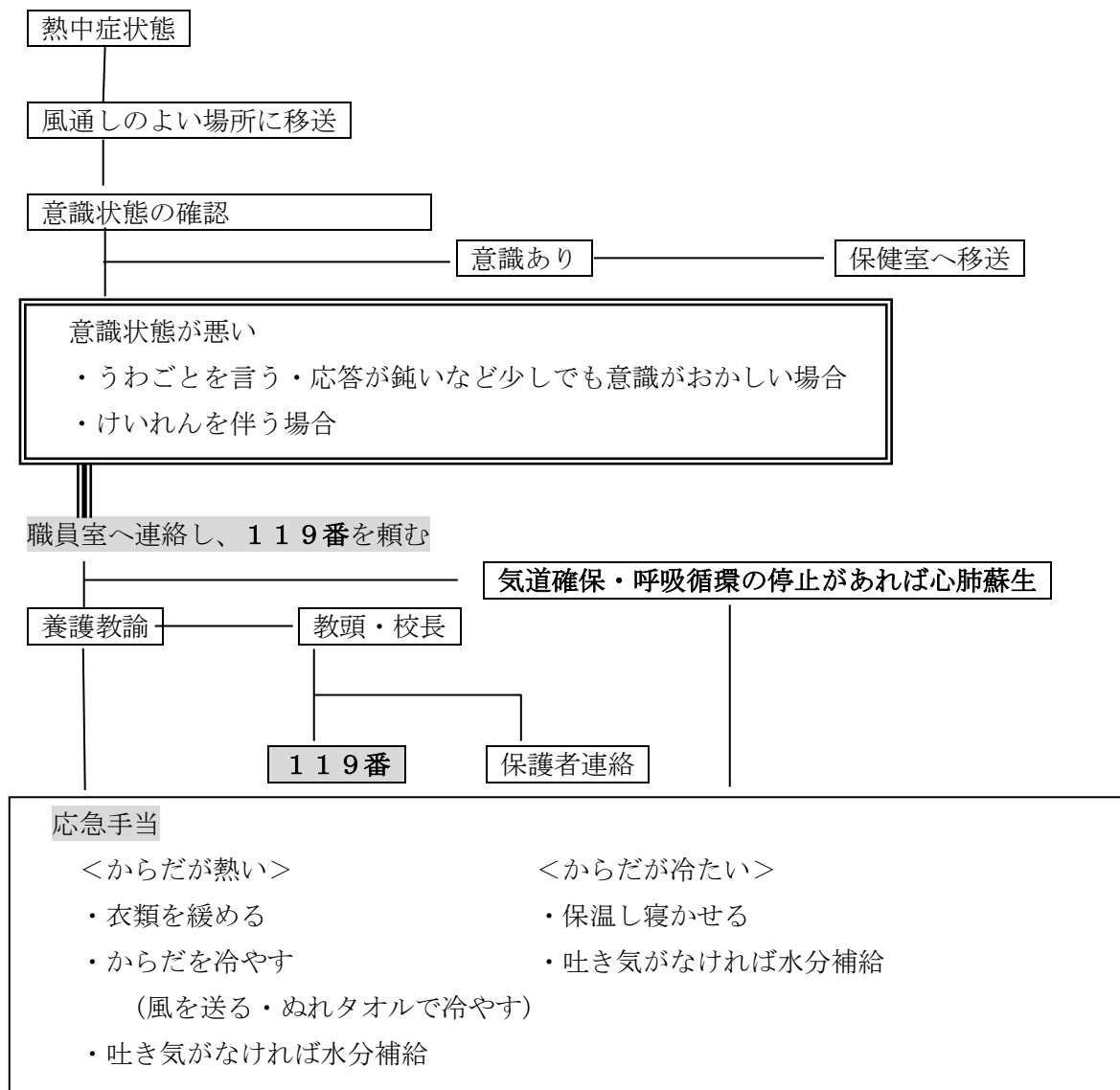


表 1 熱中症予防のための運動指針 ～日本体育協会 「熱中症予防のための運動指針」より～

※WBGT（湿球黒球温度）の算出方法

屋外：WBGT= $0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$

屋内：WBGT = $0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$

気温 (参考)	WBGT 温度	熱中症予防のための運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	WBGT 温度が 31℃以上では、皮膚温より気温の方が高くなる。特別の場合以外は、運動は中止する。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒	熱中症の危険が高いため激しい運動や持久走など熱負担の大きい運動は避ける。運動する場合には積極的に休息をとり水分補給を行う。体力が低いもの、暑さに慣れていないものは運動中止。
28～31℃	25～28℃	警戒	熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり、水分を補給する。激しい運動では、30 分おきくらいに休息をとる。
24～28℃	21～25℃	注意	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに運動の合間に積極的に水を飲むようにする。
24℃まで	21℃まで	ほぼ安全	通常は熱中症の危険性は小さいが、適宜水分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

注意

1. 温度条件によって変化しますが、発汗による体重減少の 70～80%の補給を目標とします。
2. 気温のとくに高いときには 15～30 分ごとに飲水休憩をとることによって、体温の上昇がいくぶん抑えられます。
3. 水温は 5～15℃が理想的です。
4. 口当たりがよく飲みやすいものを飲みましょう。0.1～0.2%程度の食塩と 5%程度の糖分を含んだものが適当です。

熱中症の応急処置

マニュアルシート・掲示物
として

★CHECK 1

熱中症を疑う症状がありますか？

(めまい・頭痛・失神・筋肉痛・筋肉の硬直・大量の発汗・不快感・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感・意識障害・けいれん・手足の運動障害・高体温)



宇部市立神原小学校

TEL 31-0175

はい

★CHECK 2

意識がありますか？

いいえ

救急車を呼ぶ(119番)



意識がないのに無理に水を飲ませない！

はい

涼しい場所へ避難し、
服をゆるめ体を冷やす。

涼しい場所へ避難し、
服をゆるめ体を冷やす。



★CHECK 3

水分を自力で摂取できますか？

いいえ

はい

水分・塩分を補給する。



氷水などで、首・腋の下・
大腿の付け根を集中的に
冷やす。

大量に汗をかいている場合は塩分の入ったスポーツドリンクや経口補水液、食塩水が良い。

いいえ

★CHECK 4

症状が良くなりましたか？

医療機関へ

はい

そのまま安静にして十分に休息をとる。
回復しても必ず保護者へ連絡する。

金子小児科	22-0006
山口大学医学部	
付属病院	22-2508
宇部中央病院	51-9338

※発生状況調査票を持参する

(12) 交通事故（児童）への対応



(13) 交通事故（職員）への対応

(1) 人命優先の処置をする

- ①被害者および加害者のけがの程度にもよるが、人命を第一に尊重し、病院搬送、救急車の要請などを優先する。

(2) 速やかに関係機関へ通報する

- ①警察署（110番）
- ②校長（不在の場合は教頭）
 - ◆校長が指示した教職員が現場に急行し、現場検証に立ち会うとともに事故の状況について情報を収集する。
 - ◆概略が分かり次第、教育委員会へ電話で速報を行う。
- ③車両損害保険会社

(3) 相手についての情報を聴取する

- ①事故の相手の方を確認する。
 - ◆氏名 ◆年齢 ◆住所 ◆連絡先電話 ◆職業など
- ②車両損害保険の有無（会社名）
- ③立会人の氏名・連絡先
- ④事故現場の略地図を記録する。
 - ※安易な示談をしないで、きちんとした処理をする。

(4) 現場での警察署の事情聴取には誠意を持って答える

- ①立会人を入れて、事故に至る状況を確認する。
- ②警察署の判断を確認する。

(5) 相手の傷病については、誠意を持って対応する

(6) 警察署への出頭期日を確認する

(7) 再発防止策を協議し、実践する

(8) 市教育委員会に学校事件・事故報告をする

(14) 報道機関への対応

(1) 取材前に

①報道機関が学校に来る前に報道対応チームを組織し、速やかに対応について協議する。

(校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・担当学年主任・担任など)

- ・関係児童(職員)への対応
- ・関係機関への連絡…市教育委員会へ報告し指示をあおぐ
- ・関係児童に関する情報収集
- ・役割分担の確認
- ・今後の対応
- ・報道機関対応についての確認(想定問答などの作成)

【想定問答】

- ・事故に対する学校の態度
- ・事故後の学校の対応
- ・今後の指導方針
- ・事故前の学校の指導や留意していたこと

※公表によって重大な影響を受ける関係者には、事前に説明し、了解を得る。

(2) 基本的な視点

①取材申し込みなどの外部との窓口は一本化する。(校長または教頭)

- ・電話での取材は内容などの誤解を招く恐れがあるので、応じない方向で進める。
- ・教育委員会へ連絡・相談し、取材日時、取材場所を決定する。

※授業や教育活動に支障のない範囲で進める。

②記者会見を設定し、個々の報道各社の取材に応じないようにする。

- ・管内の幹事社へ電話・FAXなどで連絡する。
- ・校内対応が遅れないようにする。～校長説明資料・配付資料・想定問答など

③児童の教育、人権尊重を常に考えて対応する。

④取材場所は校長室などを使用する。

- ・児童に動揺を与えないという観点から、校内での自由な取材は許可しない。

⑤トラブル防止のため2名以上で対応する。

- ・原則として校長、教頭、(教務)

(3) 取材を始める前に

①報道機関名、担当記者名を確認する。(記録)

②取材に応じる時間を確認する。(〇時〇分～〇時〇分まで)

③児童の人権や教育上の配慮事項などを約束する。

学校は教育の場であり、児童の教育と人権を尊重しなければならないので、以下の点について理解を求める。

- ◆児童や関係者の実名を公表しない。
- ◆児童などの顔写真の掲載や発表はしない。
- ◆児童や教職員への直接インタビューは、校内では原則としてしない。
→児童の動揺を抑え、少しでも早く落ち着かせる観点から、報道陣へ理解を求める。

どうしてもという時には、教職員の付き添いのもとで行う。

◆授業風景の写真やビデオ撮影、授業中の教室への出入りは、次の観点から原則としてしない。

- ・児童に動揺を与え、授業に支障がある。
- ・児童の顔が写り、人権上問題がある。

◆校内を撮影する時は、撮影してもよい時間、場所を指示する。必ず教職員が案内するので、それに従う。

(4) 取材中の対応

①明らかな事実のみを伝え、憶測では答えない。

- ・不明なことは「確認中」「現段階では分からない」と答える。

②質問以外の余分なことにはふれないようにする。

③児童の人権尊重を最優先する。

- ・背景や原因にかかわることは慎重に対応する。
- ・公開できない情報や教育的配慮によって取材に応じられない時は、その理由を説明し、理解を求める。

(5) その他

①事故対応の役割

校内の指揮・総括	校長、教頭
校内への指示事項伝達	教頭、(教務主任)
外部関係機関への対応 ・事故報告(第一報は電話) ・事故報告書 ・教育委員会	教頭 教頭 校長
当該児童への対応、情報収集	担任、学年主任
記録(時刻、相手、内容)	教務主任、担任
報告文書	教頭、生徒指導主任、担任
電話対応	事務、(教頭)
校内資料の収集整理	生徒指導部

②各種の情報や噂に惑わされないようにする。

③保護者、PTA役員などへの事情説明は、はっきりしていることをできるだけ早い段階で行う。

- ・憶測による無責任な噂や中傷が流れないように理解と協力を求める。

④「今、学校では何をすることがよいのか」を基準にして、方策を検討する。

⑤ できるだけ手厚く、可能な限り最善を尽くす。

- ・児童入院の場合 … その日のうちに見舞う。
- ・死亡の場合 … 弔問、通夜、告別式
- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、担任、関係職員ができるだけ毎日通う。

消 防 計 画

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この計画は（宇部市立神原小学校）の防火管理業務について必要な事項を定め、火災等災害の予防並びに人命の安全確保及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第 2 条 この計画は（宇部市立神原小学校）に勤務し、又は出入する全ての者に適用するものとする。

(防火管理者の権限と業務)

第 3 条 防火管理者は（石丸文紀）とし、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報、避難訓練の計画とその実施
- (3) 建物等の自主検査及び消防用設備等の点検の実施とその指導監督
- (4) 火気の使用又は取扱に関する指導監督
- (5) 定員の遵守及び収容人員の把握と安全管理
- (6) 管理権原者に対する助言及び報告
- (7) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告及び連絡)

第 4 条 防火管理者は、次の業務について消防機関へ報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出(改正の都度)
- (2) 建築物及び諸設備の設置、または変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続き
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
- (5) その他防火管理について必要な事項

第 2 章 予 防 管 理 対 策

(予防管理組織)

第 5 条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに建物の区域別に火元責任者をおき、建物・火気使用器具、消防用設備などの点検検査を行う点検員を別表 1 のとおり指定する。

(火元責任者の業務)

第 6 条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備等の維持管理・点検検査

- (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理
- (3) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐

(建物等の自主検査)

第7条 建物、火気使用設備器具、危険物施設及び電気設備等の点検検査は、別に定める検査票に基づき、点検員が次のとおり実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。なお、平素における維持管理は火元責任者が随時行うものとする。

検 査 対 象	検 査 実 施 月 日	
建 築 物	9 月 4 日	1 月 6 日
火気使用設備器具	9 月 4 日	1 月 6 日
少 量 危 険 物 施 設	9 月 4 日	1 月 6 日
電 気 設 備	1 1 月 2 0 日	2 月 1 4 日

(消防用設備等の点検)

第8条 消防用設備等の機能を維持するための点検検査は、別に定める点検票に基づき、点検資格者（消防設備士等）が次のとおり実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。なお、平素における維持管理は点検員が外観的事項について随時行うものとする。

消防用設備等の種別	点 検 実 施 月 日	
	機 器 点 検	総 合 点 検
消 火 器	9 月 3 0 日	
	2 月 1 5 日	
屋 内 消 火 栓	9 月 3 0 日	2 月 1 4 日
スプリンクラー設備		
自 動 火 災 報 知 設 備	9 月 3 0 日	2 月 1 4 日
非 常 警 報 設 備	9 月 3 0 日	2 月 1 4 日
避 難 器 具	9 月 3 0 日	2 月 1 4 日
誘 導 灯 ・ 誘 導 標 識		
自 家 発 電 設 備		
消防機関へ通報する 火 災 報 知 設 備		

(点検検査結果の記録及び報告)

第9条 防火管理者は、点検検査の結果を[防火管理維持台帳]に記録しておくとともに、管理権原者に内容を報告し、不備事項については改修等の促進を図るものとする。

2 管理権原者は、消防用設備等の点検結果を 3年に1回宇部・山陽小野田消防局消防長又は所轄消防署長に報告しなければならない。

第3章 火 災 予 防 措 置

(防火管理者への連絡事項)

第10条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき
- (2) 各種火気使用設備器具を設置または変更するとき
- (3) 改装、模様替え等を行うとき
- (4) 改装工事等で、危険物を貯蔵又は取扱うとき
- (5) 消防用設備等の機能停止を行うとき
- (6) その他防火管理上必要な事項

(従業員の遵守事項)

第11条 (宇部市立神原小学校)に勤務する全ての者は、日常業務を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難口、避難階段、通路、ロビー、ホール等には、避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 防火戸、防火シャッター付近には、閉鎖障害となる物品を置かないこと。
- (3) 消防用設備等の周辺には、装飾等をせず、その機能を阻害しないこと。
- (4) 火災を発見した場合は、消防機関(119)に通報するとともに防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること。
- (5) 喫煙は、指定された場所で行うこと。

(火気使用時の遵守事項)

第12条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓しておくこと。
- (2) 火気使用設備器具は、使用前、使用后必ず点検を行い、安全を確認すること。
- (3) 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けること。
- (4) 終業時には、吸殻等を適切に処理し指定場所へ集めること。

第4章 震 災 対 策

(震災予防措置)

第13条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため、第2章に基づく各施設器具の点検検査に合わせて、次の事項を行うものとする。

- (1) 建物・建物に付随する施設物（看板・照明器具・外壁等）及び陳列物品の倒壊、転倒、落下危険の検査。
- (2) 火気使用設備の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置についての作動状況の検査。

（地震後の安全措置）

第 14 条 各火元責任者は、地震後、建物・火気使用設備器具等の点検検査を行い、その結果を防火管理者に報告し、安全の確認後使用を開始すること。

（地震時の活動）

第 15 条 地震時の活動は、上記のほか次の措置を行うものとする。

- (1) 火気使用設備等の近くにいる従業員は、火を直ちに消し出火防止に努めること。
- (2) 防火管理者は、直ちに人員の把握をするとともに任務分担に従って被害状況を調査し、救出・救護が必要な場合、速やかに活動を実施する。
- (3) 防火管理者は、正確な情報を入手し、的確な応急処置を行い、速やかに避難場所への避難開始の指示を行う。

第 5 章 自 衛 消 防 活 動 対 策

（自衛消防の組織と任務分担）

第 16 条 （宇部市立神原小学校）の自衛消防組織として（大中正浩）を自衛消防隊長とし、次の任務分担により自衛消防隊を別表 2 のとおり指定する。

係 別	任 務 内 容
隊 長	○ 自衛消防隊の各係員に対し、指揮、命令を行うとともに消防隊と密接な連携を図る。 ○ 避難状況の把握を行う。
指 揮 係	○ 隊長を補佐し、指示・命令の伝達にあたる。
通 報 連 絡 係	○ 消防機関に対する通報及び確認を行う。 ○ 出火の報知及び消防隊への情報の提供にあたる。
消 火 係	○ 消火器具・消火設備を用い消火作業にあたる。
避 難 誘 導 係	○ 避難口等を開放し、避難誘導にあたる。 ○ 避難器具の設定、操作にあたる。 ○ 逃げ遅れの有無を確認する。

（避難経路図等）

第 17 条 自衛消防隊長は、人命安全を確保するため消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、従業員全てに周知徹底しなければならない。

第6章 防 災 教 育 及 び 訓 練

(防災教育の実施時期及びその内容)

第18条 防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

区 分	実 施 月 日	内 容
全 従 業 員	4月10日	(1) 消防計画の周知徹底
	5月 7日	(2) 火災予防上の遵守事項
	6月 4日	(3) 従業員各自の任務及び責任の周知徹底
	8月21日	(4) 震災対策に関する基本的事項
新 入 社 員	そ の 都 度	(5) その他火災予防上必要な事項

(訓練の実施時期及びその内容)

第19条 防火管理者は、次により訓練を実施するものとする。

訓 練 種 別		実 施 月 日	訓 練 内 容
総 合 訓 練		10月17日	○消火、通報、避難誘導の訓練を連携して実施し、必要と認める場合は消防機関への指導を要請する。
		1月27日	
部 分 訓 練	消火訓練	10月17日	○消火器具・消火設備の取扱要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。
		1月27日	
	通報訓練	10月17日	○消防機関（119）への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る。
		1月27日	
	避難訓練	10月17日	○避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る。
		1月27日	

(訓練の実施報告)

第20条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は「自衛消防訓練届出書」により宇部・山陽小野田消防局消防長又は所轄消防署長に通知するものとする。

付則

この消防計画は、令和6年4月1日から実施する。

別表 1 火 災 予 防 管 理 組 織 編 成 表

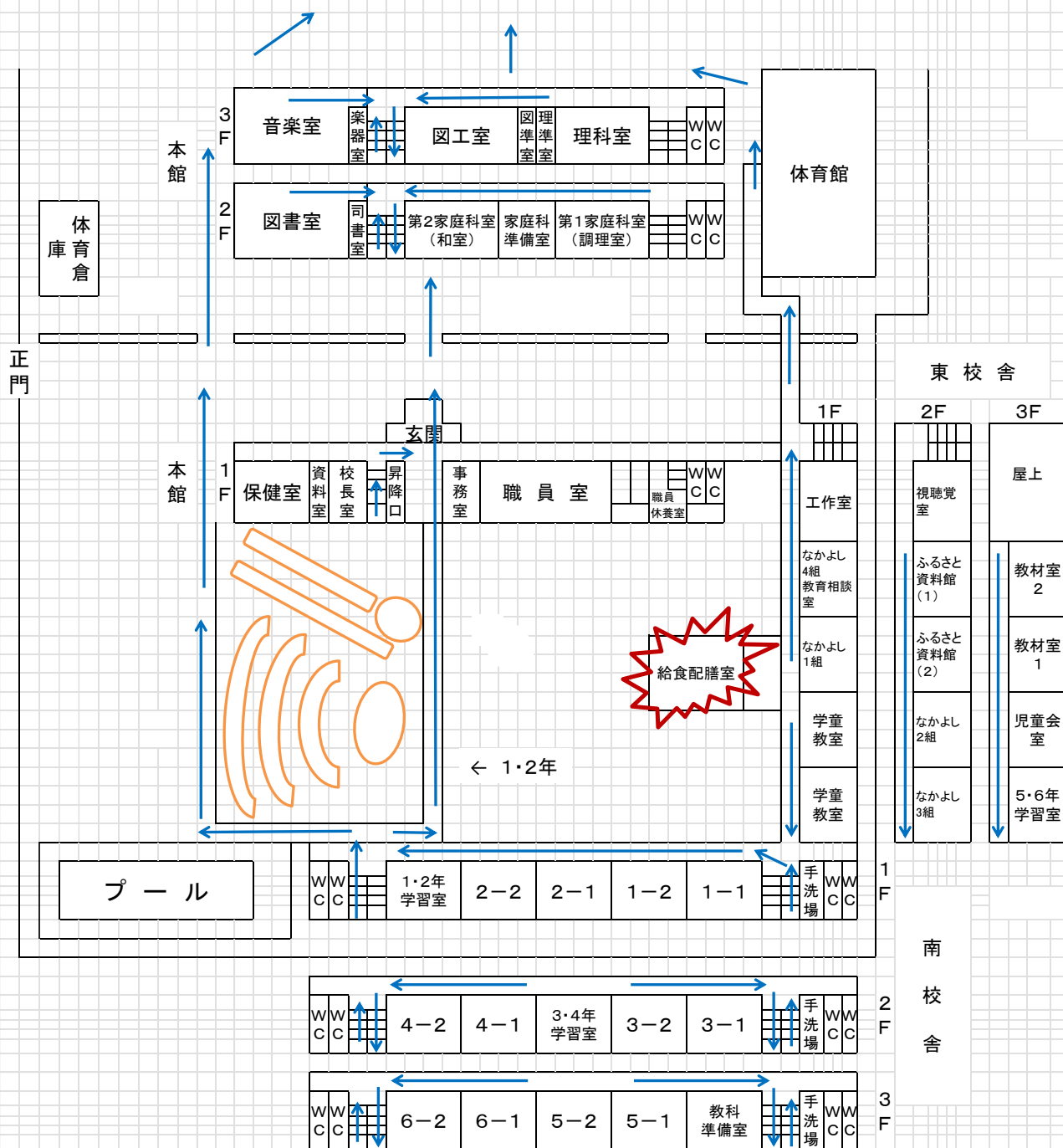
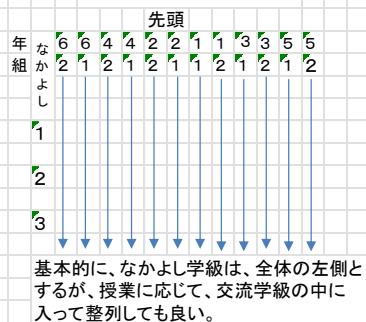
防 火 管 理 者	担 当 区 域	火 元 責 任 者 ・ 点 検 員
氏 名 (石丸文紀)	階	別表 3 参照
	階	別表 3 参照
	階	別表 3 参照
	階	別表 3 参照
	階	別表 3 参照
	建 物 全 般	石丸文紀
	火 気 使 用 設 備 器 具	石丸文紀
	危 険 物 施 設	石丸文紀
	電 気 設 備	石丸文紀
	消 火 器 具	石丸文紀
	屋 内 消 火 栓	石丸文紀
	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	
	自 動 火 災 報 知 設 備	石丸文紀
	非 常 警 報 設 備	石丸文紀
	避 難 器 具	石丸文紀
	誘 導 灯 ・ 誘 導 標 識	石丸文紀
	自 家 発 電 設 備	石丸文紀
	消 防 機 関 へ 通 報 す る 火 災 報 知 設 備	石丸文紀

別表 2 自 衛 消 防 隊 編 成 表

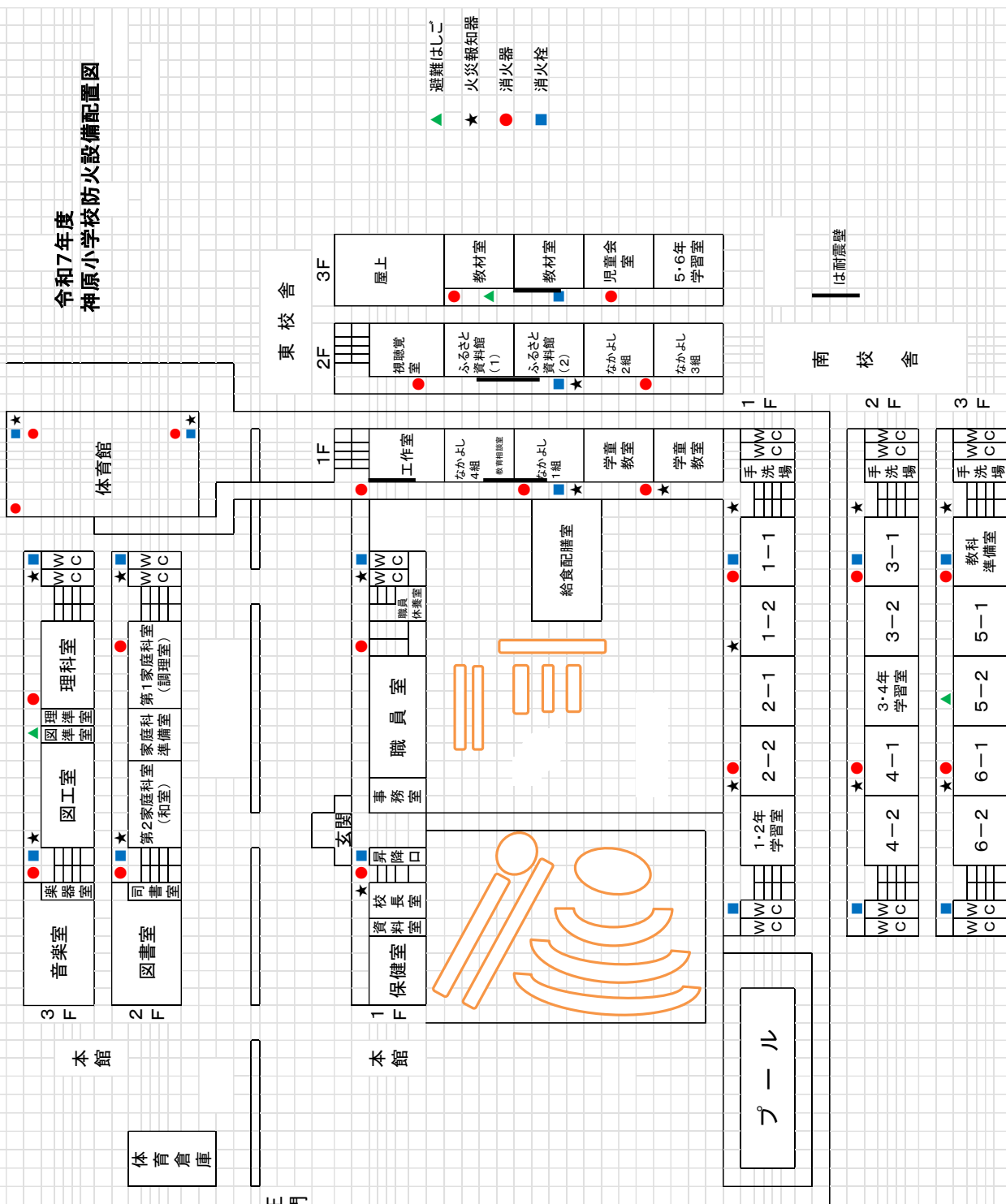
自 衛 消 防 隊 長	係 別	氏 名
氏 名 (校長 大中 正浩)	指 揮 係	(教頭) 石丸 文紀
	通 報 連 絡 係	(事務主事) 豊重 誠司
	消 火 係	(教務主任) 末益 由美子
		(生徒指導主任) 添田 智
		(養護教諭) 松永 利恵
		(学校支援員) 阿部 慎一郎
	避 難 誘 導 係	各学級担任

避難経路 及び 集合隊形

グラウンド



神原小学校防火設備配置図



別表3 火元責任者一覧

	火元責任者	教室等	特別教室他
1	校長	校長室	
2	教頭	職員室	灯油庫、男子更衣室、本館資料室、東校舎3階教材室、門扉、冊
3	教務主任	家庭科室、家庭科準備室	家庭科室、和室（ミシン室）、休憩室、女子更衣室
4	なかよし1組担任	なかよし1組	
5	なかよし2組担任	なかよし2組	ふるさと資料館1・2
6	なかよし3組担任	なかよし3組	
7	なかよし4組担任	なかよし4組	教育相談室
8	1年1組担任	1年1組	1年トイレ
9	1年2組担任	1年2組	
10	2年1組担任	2年1組	2年トイレ
11	2年2組担任	2年2組	1・2年学習室
12	3年1組担任	3年1組	3年トイレ
13	3年2組担任	3年2組	
14	4年1組担任	4年1組	4年トイレ
15	4年2組担任	4年2組	3・4年学習室
16	5年1組担任	5年1組	5年トイレ
17	5年2組担任	5年2組	教科準備室（5年2組となり）
18	6年1組担任	6年1組	6年トイレ
19	6年2組担任	6年2組	5・6年学習室
20	音楽科主任	音楽室	
21	図工科主任	図画工作室、図工準備室	
22	理科主任	理科室、理科準備室	
23	体育科主任	体育館、体育倉庫	運動場トイレ
24	特別活動主任	児童会室	
25	図書館教育担当	図書室	
26	教育相談担当	教育相談室	
27	情報教育担当	視聴覚室	放送室
28	養護教諭	保健室	本館1・2・3階トイレ
29	事務主事	事務室	本館1階書庫
30	学校支援員	工作室	農具倉庫、清掃倉庫東南
31	給食主任	給食配膳室	

緊急急的な災害、事件事故等の発生時

■児童に関する事態

- ・児童の事件・事故
- ・学校における事件・事故

校長等

学校教育課
0836-34-8609
8611

■教職員に関する事態

- ・教職員の事故・不祥事

校長等

学校教育課
0836-34-8609
8611

■火災・自然災害に関する事態

- ・学校施設・設備等の被害

校長等

教育施設課
0836-34-8606

緊急急的な災害、事件事故等の発生時

事 案	平 常 時 の 連 絡 窓 口	24時間対応の連絡窓口
学校における事件・事故	学校教育課 0836-34-8609 8611	学校教育課 0836-34-8609 8611
児童の事故		
学校での盗難事件		
薬品・劇薬物盗難等事件		
児童の事件	学校教育課 0836-34-8609 8611	
児童の問題行動等 （いじめ・自殺等）		
学校保健関係 （食中毒・インフルエンザ等）	学校教育課 0836-34-8609 8611	
体育指導中の重大事故等		
学校施設被害 （自然災害、火災発生等）	施設課 0836-34-8606	学校教育課 0836-34-8609 8611
風水害等に伴う休校等	学校教育課 0836-34-8609 8611	
教職員の交通事故・不祥事	学校教育課 0836-34-8609 8611	学校教育課 0836-34-8609 8611
教職員の死亡等 （死亡、重篤な負傷・疾病、 行方不明等）		

点 検 項 目			点検結果
I 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止			
1	校地出入口の管理	校地の出入口は、可能な限り限定し、状況に応じた門扉等の開閉や用のない人の立入禁止等を明示していますか。	
2	来訪者への案内	校地出入口等に、立て看板や標示等で、玄関への順路、受付位置等を明示していますか。	
3	来訪者名簿への記入等	来訪者には、受付時に来訪者名簿への記入及び来訪者証や名札の着用を求めていますか。	
4	教職員による来訪者への声かけ・確認	教職員は、来訪者に挨拶をするとともに、面識がなく来訪者証や名札の未着用の来訪者に用向きの確認等をするよう共通理解していますか。	
II 施設及び設備の点検整備			
5	始業前の安全確認	始業前に学校内の施設・設備の確認等、安全確認を実施していますか。	
6	校地内の見通しの確保	樹木の剪定や障害物（施設・設備は除く）の撤去等により見通しを確保していますか。	
III 安全確保のための体制の整備			
7	教職員による校内巡視	教職員による日常の校内巡視を行っていますか。	
8	学校行事等での保護者等と連携した安全確保	学校行事等開催時に、施設や標示等により非開放部分を区別するとともに、必要に応じて保護者や地域の関係機関に警備やパトロール等の協力要請などをして安全を確保していますか。	
9	夜間、休日等における防犯体制の整備	施設や備品の管理等、夜間や休日等の安全管理や、非常時の連絡体制を整備していますか。	
IV 児童等に対する安全教育の実施			
10	児童生徒の侵入者等発見時の対応	児童生徒が、来訪者証や名札の未着用の人や不審物等を発見した場合、教職員に知らせるよう指導していますか。	
11	幼児や児童生徒の避難訓練等の実施	侵入者を想定し、幼児や児童生徒の避難誘導等が迅速・的確にできるように避難訓練や防犯教室を計画的に実施していますか。	
12	登下校時等での安全確保のための対処法の指導	児童生徒が登下校時に危険を感じたときに、防犯ブザー等を活用した対処方法などについて指導していますか。	
V 緊急時に備えた体制の整備			
13	危機管理マニュアルの改善	危機管理マニュアルの見直しを行い、新たな課題等が発生した時など、必要に応じて改善をしていますか。	
14	教職員の危機意識の向上及び取組の強化	教職員の危機意識の向上や取組の改善を図るため、職員会議等における危機管理に関する協議や、計画的な研修を実施していますか。	
15	保護者への啓発	侵入者を防止する方法等防犯に関する取組や緊急時の下校方法等の対応について、資料配付や保護者会等を通じて、保護者に知らせていますか。	
16	緊急情報の家庭等への連絡	警察や教育委員会等からの事件・事故等の緊急情報があったときには、家庭にその情報を連絡していますか。	
17	緊急時の関係機関等への通報体制の確立	緊急時には、速やかに警察・消防・教育委員会に通報・連絡する体制を整えていますか。	
18	引き渡し体制の確立	引き渡しの手順を明確化し、教職員、保護者、地域及び関係機関の間で体制の確立ができていますか。	
19	侵入者への教職員の対応	侵入者が大声で怒鳴ったり、危険な物を所持したりしている場合、複数で対応することや児童生徒から遠ざけることなどを確認していますか。	
20	校内連絡体制の確認	緊急時には校内電話や放送などを使い、教職員や児童生徒へ直ちに連絡できるようにしていますか。	
21	P T A、関係機関等との連携	学校安全委員会や地域の会議等を活用して、P T Aや地域の関係機関等と情報交換をしていますか。	
22	防犯器具の設置と技能習得	さす股等の防犯器具は、緊急時にすぐに使用できる場所に設置するとともに、適切に使用できるよう訓練等を行っていますか。	
23	近接する学校間等での情報交換	近接する学校等の間で、事件・事故等の情報や緊急時の対応等について日頃から情報交換をしていますか。	
VI 通学路における児童等の安全確保に関する具体的方策等			
24	P T A、関係機関と連携した通学路での安全確保	P T Aや地域の関係機関と連携して、児童生徒の登下校時の見守り活動や緊急時の保護活動等安全確保のための協力体制を整備していますか。	
25	通学路の安全点検と危険箇所等の周知・指導	通学路や学校周辺の安全点検を実施し、危険箇所や交番等緊急避難所などについて、幼児や児童生徒、保護者に知らせるとともに、危険箇所に近づかないように指導していますか。	

速報様式

学校から教育委員会宛ての速報様式（FAX 等用）

学 校 事 件 ・ 事 故 報 告 （ 速 報 ）

教育委員会・学校名		発 信 者	
発 信 日 時	令和 年 月 日 ()	午前・午後	時 分

1 件 名					
2 被 害 者 (被 災 者)	学 校 名	学 年	性 別	氏 名	保 護 者 氏 名
		年	男・女		
(備考) 受診した病院名、傷病の程度等					
3 加 害 者	学 校 名	学 年	性 別	氏 名	保 護 者 氏 名
		年	男・女		
4 発 生 日 時					
5 発 生 場 所					
6 事故等の概要					
7 学校・教育委員会の措置					
8 そ の 他	警察への被害届	有・無			
	報道発表・取材	有・無			
	特記事項				

宇部市教育委員会 学校教育課 TEL: 0836-34-8611 FAX: 0836-22-6066
 教育支援課 TEL: 0836-34-8625 FAX: 0836-22-6066

		令和		年	月	日
交 通 事 故 発 生 報 告						
1	区 分 (公務中・公務外) (加害・被害)					
2	学校名	宇部市立神原小学校		校長名 (	)	
3	当事者	職名 (	)	氏名 (	) 男・女 () 歳	
4	日 時	令和	年	月	日 ()	午前・午後 時 分頃
5	場 所	●●市●● ●丁目 ●●●前の国道●●●号				
6	本人の負傷の程度 あり・なし					
7	相手の負傷	氏 名 :				
		連 絡 先 :				
		負傷の程度 :				
8	概 況					
<地図>						

令和〇〇年 (〇〇年) 〇月〇日

宇部市教育委員会
教育長 野 口 政 吾 様

宇部市立神原小学校
校長 大中 正浩

印

学 校 事 件 ・ 事 故 報 告 書

- 1 件名
- 2 (被害・被災者) 学年・氏名 (性別)・保護者氏名
- 3 (加害者)
- 4 発生日時
- 5 発生場所
- 6 概要 (できるだけ箇条書きが望ましい)
- 7 被災・傷病の程度
- 8 学校が行った指導措置及び今後の対策等
- 9 関係機関が行った指導措置等
- 10 その他の参考事項
(本人について特記すべき事項、保護者の意見、事故の場合は現場の略図等)